

○香南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成18年3月1日

条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、香南市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に關し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を市長等が定める方法により公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
  - (2) 申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
  - (3) 利用料金に関する事項
  - (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
  - (5) 申請の資格
  - (6) 選定の基準
  - (7) その他市長等が定める事項
- （指定管理者の指定の申請）

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、市長等が定める申請期間内に市長等に申請しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体等の組織及び経営状況を説明する書類
- (4) その他市長等が定める書類

（選定方法）

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適當と認める団体を指定管理者の候補として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) 団体及び団体関係者が香南市暴力団排除条例（平成22年香南市条例第32号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しないものであること。
- (6) その他市長等が定める事項

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第5条 市長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できると認めるとときは、第2条の公募によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体等（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

（選定委員会）

第6条 市長等は、前2条に規定する指定管理者の候補を決定する場合においては、公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に諮ってこれを決定するものとする。

2 選定委員会の組織及び会議等については、別に定める。

（指定管理者の指定）

第7条 市長等は、前3条により選定した指定管理者の候補について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地等に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長等に届け出なければならない。

3 市長等は、指定管理者の指定を行ったとき又は前項の変更による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定期間)

第7条の2 指定期間は、市長等が定める。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体等は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間にに関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 事業報告及び業務報告に関する事項

(5) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 公の施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項

(8) その他市長等が定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、法人にあっては、当該法人の毎事業年度の決算確定後30日以内に、その他の団体にあっては、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び理由

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他市長等が定める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管

理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求める、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき又は第4条各号に規定する基準に適さないと認められるときは、選定委員会に諮って、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

3 第7条第3項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(個人情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第8条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の香我美町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年香我美町条例第22号）、野市町公の施設に

係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年野市町条例第22号）又は吉川村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年吉川村条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年12月26日条例第41号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日条例第26号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月17日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（香南市生涯学習施設運営審議会条例の一部改正）

2 香南市生涯学習施設運営審議会条例（平成24年香南市条例第33号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（令和元年12月23日条例第65号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。